

公募設置管理許可制度 (Park-PFI) とは ~事業者向け~



1. 概要

都市公園に民間の優良な投資や効率的な管理運営手法を取入れ、公園管理者(郡山市)の財政負担を軽減するとともに、老朽化した公園施設の改修や新たな収益施設導入等により、都市公園の質・利便性・魅力の向上等を図る。

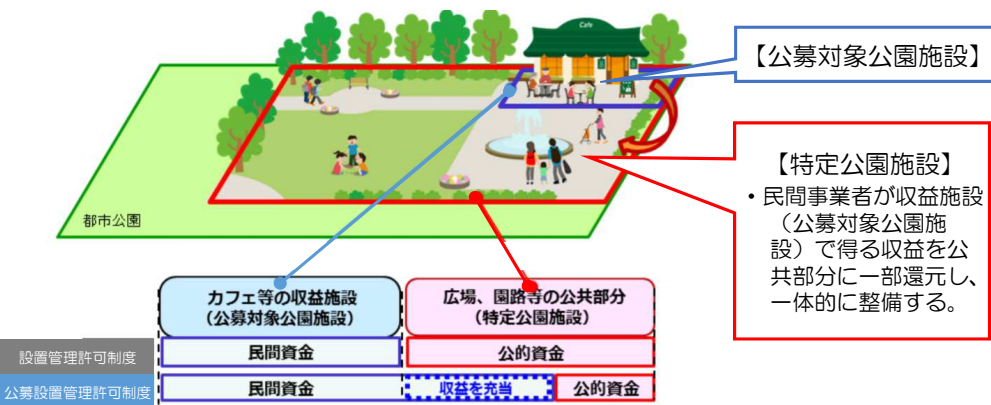
2. 特徴

- ①飲食店・売店等(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、**公募により選定**する。
- ②公募対象公園施設から得られる**収益を公園整備に還元**する次の条件の基、民間事業者には都市公園法の下記特例がインセンティブとして適用される。

条件：園路、広場等(特定公園施設)の整備を一体的に行う。

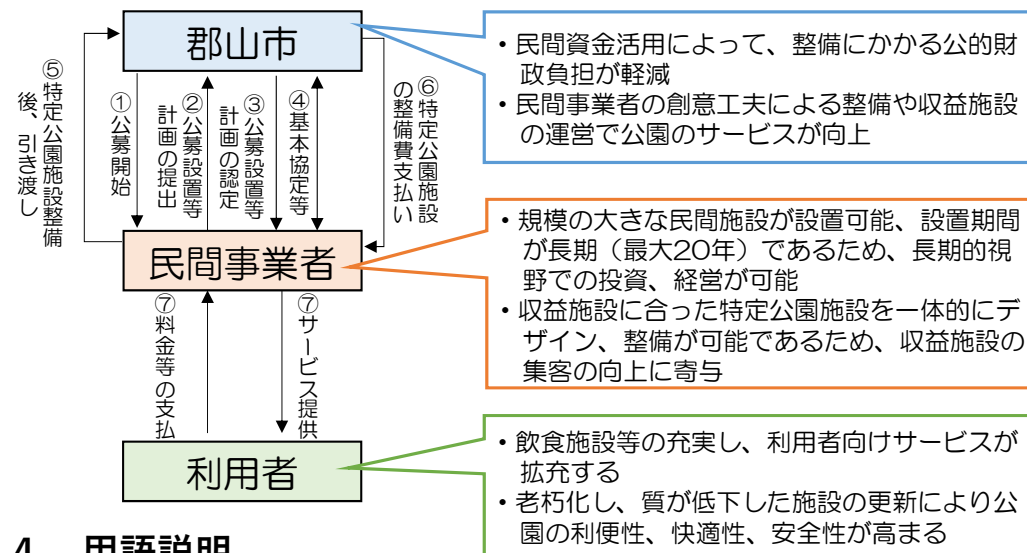
- ・公募対象公園施設の設置面積に応じた使用料及び、利便増進施設(広告塔等)に係る占用料を郡山市に支払う。
- ・特定公園施設の整備費の一部は、民間事業者が公募時の条件で負担する。

- 特例①：設置管理許可期間の特例(10年→20年)**
- ・設置管理許可の期間の上限は10年だが、認定期間(上限20年間)以内は更新を保証
- 特例②：公募対象公園施設における建ぺい率の特例**
- ・遊戯施設、便益施設は、最大建蔽率12%(2%から12%へ拡大)
- 現状例**
- ・休養施設・運動施設・教養施設は、最大建蔽率12%
 - ・教養・文化施設で文化財保護法・景観法・歴史まちづくり法のいづれかに基づく施設は、最大建蔽率22%
- 特例③：占用物件の特例**
- ・看板、広告塔や駐輪場等を利便増進施設(占用物件)として設置可能



<制度を活用した公園整備イメージ/設置管理許可との違い> (出典：国土交通省)

3. 事業スキーム



公募設置管理許可制度 (Park-PFI) のメリット

4. 用語説明

<p>公募対象公園施設</p> <p>事業の核となる収益施設</p> <p>○都市公園の利用者の利便の向上を図る上で有効であるもの</p> <p>○例) 飲食店、売店、休憩所、複合遊具等</p>	<p>特定公園施設</p> <p>公募対象公園施設と一体的に整備する公園施設</p> <p>○公募対象公園施設の周辺に設置することが利用者の利便性向上等に寄与するもの</p> <p>○例) 休養施設、駐車場、広場、園路、噴水等</p>	<p>利便増進施設</p> <p>事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件</p> <p>○公募対象公園施設の周辺に地域住民の利便性向上に寄与するもの</p> <p>○例) 看板、広告塔、屋外広告物、駐輪場等</p>
--	--	--

5. 整備事例



飲食店：北九州市(勝山公園)



飲食店：前橋市(敷島公園)

【北九州市立勝山公園】

公募期間：H29.7~H29.10

事業者決定：H29.11

供用開始：H30.7~現在

【群馬県立敷島公園】

公募期間：H30.11~H31.2

事業者決定：H31.2

供用開始：R2.3~現在